平成２８年（フ）第１９１２号
愛知県豊田市小坂町１丁目47番地３　Ｇｌｕｃｋ21　306号
破産者　安田　　龍
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３号
名古屋市緑区乗鞍２丁目1717番地
破産者　フロンティア冷熱設備こと　河本　容明
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４号
愛知県弥富市前ケ須町午新田513番地　スペリア弥富Ⅱ403
破産者　岡田　慶行
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２１号
愛知県愛西市日置町本郷53番地　プレシャスハウス102号
破産者　小原　明美
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７５号
愛知県豊明市間米町鶴根1193番地103　ＳＫ寮
破産者　梅野　　晃
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４８号
愛知県東海市養父町３丁目88番地　メゾン東海103号
破産者　まんさく商事こと　岸本　雅人
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
高知県室戸市吉良川町乙1270番地
破産者　白澤　末博
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
長崎県諫早市船越町573番地　コーポまめの木102号
破産者　池田　知亜
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
鹿児島県鹿児島市山田町3471番地、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市山田町3456番地
破産者　上川孝太郎
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
北海道二海郡八雲町内浦町234番地12　コーポクボ203号
破産者　渡部　繁喜
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２０６号
函館市桔梗町62番地28、開始決定時の住所函館市石川町336番地41
破産者　田川　立巳
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１９１号
青森県十和田市東十二番町15番４号
破産者　天間　尚登
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
岩手県宮古市藤原１丁目１番13―201号　セカンドカーサ、旧住所岩手県宮古市新町２番31号
破産者　坂下　公朗
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１１７２号
福岡市中央区長浜２丁目２番４―509号
破産者　蛯原慎太郎
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３３８号
福岡市博多区空港前３―９―24　アクセスエアポート206号室、住民票上の住所福岡市東区箱崎１丁目27番22―1403号
破産者　Ｓテックラボこと　櫻木　卓也
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３１号
福岡市城南区荒江団地　第53号棟　第507号室、前住所福岡市早良区昭代３丁目６番33―401号
破産者　柴尾　英次
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３２号
福岡市城南区荒江団地　第53号棟　第507号室、前住所福岡市早良区昭代３丁目６番33―401号
破産者　柴尾　知美
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部